様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第４面）

（記載要領）

１．実施計画の認定を申請しようとする場合、表題中の「変更認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに２及び３の全文を抹消すること。

２．実施計画の変更の認定を申請しようとする場合、表題中の「認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに１及び３の全文を抹消すること。

３．実施計画の軽微な変更を届け出ようとする場合、表題中の「実施計画認定申請書」及び「実施計画変更認定申請書」の文字並びに１及び２の全文を抹消すること。

４．実施計画認定申請書の各欄の記載方法

(1)　「年月日」欄は、厚生労働大臣に実施計画認定申請書（以下「申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。

(2)　「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所及び電話番号」欄は、申請を行う事業主の氏名（法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名）、住所（法人の場合にあつては主たる事務所の所在地）及び電話番号（法人の場合にあつては主たる事務所の電話番号）を記載すること。

(3)　「第１(1)①実習併用職業訓練の期間」欄は、認定を受けようとする実習併用職業訓練の開始日及び末日を記載すること。

(4)　「第１(1)②実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を実施する期間」欄は、実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を行う場合、その開始日及び末日（実習併用職業訓練の期間は含まない。）を記載すること。

(5)　「第１(1)③実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数」欄は、実習併用職業訓練並びに実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習及び講習の総時間数を記載すること。

(6)　「第１(2)④実習等の時間数」欄は、業務の遂行の過程内において行われる職業訓練の時間数と、実習等を実施する事業所において実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習の時間数をそれぞれ記載すること。

(7)　「第１(3)④座学等の時間数」欄は、職業能力開発促進法第十条の二第二項各号に掲げる職業訓練又は教育訓練の時間数と、座学等を実施する教育訓練機関等において実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習及び講習の時間数をそれぞれ記載すること。

(8)　「第３　職業能力の評価の方法」欄は、技能検定、社内検定等の労働者の有する職業能力の程度を評価するものを記載すること。

５．実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書の記載方法

(1)　変更に係る欄のみを記載すること。

(2)　各欄には、変更後の内容を記載すること。変更前の内容については、別紙（様式任意）に記載して添付すること。

(3)　変更が必要な理由は、変更事項ごとに「第５　備考」欄に記載すること。

様式第七号（第一面）中「㊞」を削る。

様式第七号（第四面）を次のように改める。